

第九十回 帝國議會 林業會法案委員會議錄(速記)第十一回

付託議案
林業會法案(政府提出)

昭和二十一年八月三十日(土曜日)午前十時二十分開設

出席委員

委員長 森 幸太郎君

理事水口 順平野 増吉君

大井直之助君

本名 武君

磯田 正則君

周平君 球喜綿貫 佐民君

町田 三郎君

林田 哲雄君

飯田 義茂君

岡司 安正君

出席國務大臣 鈴木 強平君

農林事務官 中尾 勇君

出席政府委員 平川 守君

本日ノ會議ニ付シタ議案

○森委員長 是ヨリ開會致シマス――

井出君

○井出委員 昨日ニ引續キマシテ若干ノ補足的ナ質問ヲ致シタイト存ジマス、林業會法第一條、是モ屢々問題ニナツカ所デゴザイマスガ、林業トハ何

ク、斯ウ云フ風ナ意味ニ於テモウ一遍此ノ定義ト申シマセウカ、之ヲハッキリ所ノ林業政策自體ノ基礎ガグラ

ル所ノ林業會法案(政府提出)

申シマシテモ、其ノ中例ヘバ單板、合

板、「フローリング」、仕組板、和樽材、

筒等ニ入ルカドウカ、ソレカラ木材ト

杉、檜ノ皮ト云フ風ナモノモ相當ナ分

ス、林業會法第一條、是モ屢々問題ニ

ナツカ所デゴザイマスガ、林業トハ何

ク、斯ウ云フ風ナ意味ニ於テモウ一遍

此ノ定義ト申シマセウカ、之ヲハッキリ所ノ林業政策自體ノ基礎ガグラ

ル所ノ林業政策自體ノ基礎ガグラ

物モ一應此ノ中例規定スル林產物ト云

トモ寧ロ加工ノ面アル、或ハ消費乃

デゴザイマスガ「木材その他森林から産する物」斯ウ云フ風ニ規定シテゴ

マスルナラバ、當然薪炭ハ林產物デア

ル、農業會ガ之ヲ取扱フカラト云ツ

テ、是ガ農產物デアルト云フノハドウ

モ「ロヂック」ガ合ハナイ、斯様ニ思フ

ノデアリマシテ、現在ノ機構トシテ農

業會ト云フモノガ非常ニ厖大ナル勢力

ヲ持ツテ居ルト云フ風ナコトカラシ

テ、此ノ既存ノ権利ニ對スル侵害ト云

フ風ナ意味カラ遠慮ガアルノデハナ

カ、本來ナラバ當然不炭、薪木ト云フ

モノハ林業會ガ扱ツテ然ルベキ管デゴ

ザイマス、此ノ點ニ付キマシテ、サウ

遠クナカニ將來ニ、或ハ此ノ林業會法ガ

變更修正ヲサレルト云フ時期ガアルヤ

ウニ伺ヒ及シ居リマス、サウ云ツタ

際ニハ此ノ薪炭ト云フモノヲ、林業會

ガ一元的ニ取扱フト云フ風ナ方向ニ向

テ是正スル御考ヘラ、御持セニナ

ツテ居ラレルカドウカ、之ヲ一點伺ヒ

タイノデゴザイマス、ソレカラ林產物

ト云フ場合ニ竹材ハドウナルカ、或ハ

杉、檜ノ皮ト云フ風ナモノモ相當ナ分

ス、林業會法第一條、是モ屢々問題ニ

ナツカ所デゴザイマスガ、林業トハ何

ク、斯ウ云フ風ナ意味ニ於テモウ一遍

此ノ定義ト申シマセウカ、之ヲハッキ

リ、斯ウ云フ風ナ意味ニ於テモウ一遍

此ノ定義ト申シマセウカ、之ヲハッキ

○中尾政府委員 御答ヘ致シマス、薪炭ハ當然林產物デアリマシテ、唯差當リ木材ダケニ付テ考ヘテ居リマスノハ、先般來色々御説明致シタ通リテアリマシテ、薪炭ニ付キマシテモ先般御答ヘ致シマシタヤウニ、只今關係方面ト折衝モ致シテ居リマスノデ、大體折衝ヲ遂ゲマシテ、其ノ内指定スルコトリマスル組合ニ付シマス、尙ホ竹材モ勿論ニ相成ルト存ジマス、尙ホ竹材モ勿論是ハ林產物デアリマス、又杉皮ノ如キモヤハリ特森林產物トシテ取扱フコトニ相成ルノデアリマス、又ハリ林產物トシテ取扱フ積リアリマス

○井出委員 本法ノ規定ノ如ク、主務大臣ガ指定スルト云フ風ナ行キ方ハド

ニ相成ルノデアリマス、又單板、合板ト申シマスノモ、ヤハリ林產物トシテ取扱フ積リアリマス

ヌカ、斯様ニ考ヘマスルガ、此ノ點如何デゴザイマセウカ

○平川政府委員 林業會ノ目的ト致シ

マシテハ、林產物ノ生產配給ノ適正ト

云フ所ニアルノデアリマシテ、唯之ニ

關聯ヲ致シマシテ需要者ノ團體ト云フ

モノモ、非常ニ密接ナ關係ヲ持ツテ居

リマスル關係上、會員ニハ入レ得ル、

併シ會員ニナリマシテモ、本來ノ森林

組合、或ハ林產物組合トハ多少其ノ性質

ヲ異ニスル會員ニアリマシテ、森林組

合及ビ林產物組合ハ、是ガ加入ヲ致シマ

リマスル組合ニ付シ得ナイコ

セヌケレバ、林業會ヲ成立シ得ナイコ

トニナリマスルガ、需要者團體ハ稍ミ

是トハ異ナル意味ニ於テ參加ヲ認メ

ニ相成ルノデアリマス、又單板、合板ト申シマスノモ、ヤハリ林產物トシテ取扱フ積リアリマス

○平川政府委員 林業會ノ付キマ

シテハ先般モ御答ヘ致シタノデアリマ

スガ、此ノ第三十條ト第三十一條ト云

十條デゴザイマスガ、林業會ト云

モ承知致スコトニ致シマス、次ニ第三

十條デゴザイマスガ、林業會ト云

モ承知致スコトニ致シマス、次ニ第三

十條デゴザイマスガ、別ニ配付ヲ戴キマシタ

シテハ先般モ御答ヘ致シタノデアリマ

スガ、此ノ第三十條ト第三十一條ト云

十條ノ規定ト關係ヲ持ツテ居ル譯デアリマシテ、日本林業會ガ政府ニ意見

テ、林產物ノ生產配給等ニ關連シテ意見

ヲ述べル糧能ヲ持ツテ居ルト云フ、三

十一條ノ規定ト關係ヲ持ツテ居ル譯デアリマシテ、日本林業會ガ政府ニ意見

ヲ述べル糧能ヲ持ツテ居ルト云フコトニナツテ

ナツテ居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

居リマス、ト致シマスルナラバ、是ハ

中へ日本又ハ都道府縣林業會ト云フ風ニ入レサヘスレバ、都道府縣ニモ林業會委員ハ置ケルト云フコトニナリマス

ガ、此ノ修正點ニ對スル御見解ヲ伺キタ

セマシテ此ノ林業委員會ノ構成「メンバーガ」凡ソ何人位ノモノデアルカ、

其ノ構想ガオアリデアリマシタナラ

セマシテ此ノ林業委員會ノ構成「メンバーガ」凡ソ何人位ノモノデアルカ、

其ノ構想ガオアリデアリマシタナ

ガ、直接ニ政府ニ對シテ意見ヲ述べ
ト云フコトハ妥當デハナイ、サウ云フ
意味ニ於キマシテモ、色々生産配給等ニ關シ
マシテ關係各方面ノ意見ヲ聽クト云フ
機構ヲ持ツト云フコトハ、是ハ適切デ
アラウト思フノデアリマス、サウ云フ
意味ニ於キマシテ、政府ニ意見ヲ述べ
ルト云フ機関デアリマセヌカラ本法ニ
ハ載セマスケレドモ、定款等ニ於キ
マシテ、林業委員會ヲ設ケルト云フコ
トハ適當デアラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘ
マシテ定款ノ中ニ入レタ譯デアリマ
ス、ソレカラ委員會ノ構成ノ員數等ニ
付キマシテハ、是ハ日本林業會ノ自主
的ニ御決メニナルヨコデアリマシテ、
政府ト致シマシテハ別ニ之ニ對シテ特
別ニ、何人位ガ宜カラウト云フコトヲ
指示致スノデハゴザイマセヌノデアリ
マス、凡ソ三十人ナリ其ノ邊ノ數ニナ
ルノデハナカラウカト云フ風ニ考ヘマ
スケレドモ、之ニ付キマシテハ林業會
ノ自由ニ決メル所デアリマス
ソレカラG・H・Qノ指令ノ中ニアル
諸間機關ト云フノガ、此ノ林業委員會
ニ當ルカト云フコトデアリマスガ、ア
ノ諸間機關ト云フ言葉ヘ、「アドヴァ
イズリー・ボディー」ト云フヤウナ言葉
ニナツテ居ルノデアリマシテ、是ハ日
本林業會其ノモノガ其ノ機關デアルト
云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、隨
ヒマシテ此ノ三十一條ニ日本林業會ガ
政府ニ對シテ意見ヲ述ベル、此ノ日本
林業會ト云フモノガ、民主的ニ地方ノ
各團體カラ盛上ツテ參リマス機構デア
リマスカラ、サウ云フ機構ヲシテ政府
ニ意見ヲ述ベシムルヤウニト云フヤウ

ノ指領ノ趣旨ナンデアリマス、唯其ノ場合ニ、日本林業會ノ政府ニ對スル意見具申ノ際ノ参考意見トシテ、各方面與ヘル爲ニ、林業委員會ト云フモノヲ作ルト云フコトニ致シタノデアリマス、林業委員會其ノモノハ所謂諮詢問機關デハナノデアリマス。

○井出委員 其ノ次ニ林業會ノ役員ノ問題デゴザイマスガ、是ハ日本經濟民主化ノ要請ニ基イテ本法ガ出來タモノアルト致シマスルナラバ、此ノ役員ノ選任ハヤハリ最モ民主的ニ行ハナケレバナラヌト思フノデアリマス、其ノ爲ニハ下カラ積上ツテ行クト云フ風ナ方式ニ依ツテ、謂ハハ都道府縣ノ林業會ノ役員ハ、ソレヲ構成スル單位組合ハリ同様ニ其ノ構成「メムバー」ノ中カラ選バレルト云フ風ナ仕組ガ、最モ希望マシイト思フノデアリマス、所ガ此ノ中カラ之ヲ求メル、又日本林業會ハ云々ト云フ風ナコトニモ伺ツテ居リマシ、又一而斯ウ云ツタ機關ガ農林官僚ノ捨捨山ト云フ風ナ形ニ於テ、例ヘバ諸類ノ統制會社ガ非難サレテ居リマスヤウニ、或ハ日本肥料統制會社ガサウシアルト同ジヤウニ、此ノ日本林業會モ亦左様ナ天降リ人事ニ係ルモノデハナイカト云フ疑ヲ持タレテ居ルヤウニモ聞及ビマス、殊ニ第十四條デゴザイマスカ、特別ノ事情アルトキハ役員ハ前項ニ該當シナイ者ノ中カラ云々ト云シテハ此ノ際最モ民主的ニ此ノ人事ヲ行フノダト云フ言明ヲ歎キタイ、斯様

○平川政府委員 是ハ申上ゲルマデモ
ナク民主的ニ、會員タル法人ノ業務ヲ
執行スル役員又ハ會員ノ中カラ選ブノアリマシテ、之ニ對シマシテ官廳ノ
方デ指圖ヲスルト云フヤウナコトハ致
サナイ程リデアリマス、唯此ノ十四條
ノ末項ニアリマスノヘ、會ノ役員ノ中カラ
ニハ、例ヘバ事務ヲ擔當シテ居リマスル者
タ者ノ中カラ選バナケレバナラヌ、事
務ノ運行上、サウ云フモノノ中カラ役
員ノ一部ヲ選バナケレバナラナイト云
フヤウナ場合モアラウカト思フノアリマス、サウ云フ意味ニ於テ、會員タ
ルモノ以外カラモ選ビ得ル、其ノ事務
員ノ中カラ理事者ノ一名ナリ、二名ナ
リヲ出スコトモ出來ル、斯ウ云フ意味
ニ於テ、是ハ大陸團體法ニアリマスル
所ヲ踏襲致シタノアリマス、決シテ
是ハサウ云フ天降リ式ノコトヲヤラウ
ト云フ意味デハナイノアリマス
○井出委員 了承致シマシタ、其ノ次
ニ地木、日本ノ清算ニ當リマシテ、現
在ノ考課狀ガ勘定ガ相當問題デアラウト
思ヒマス、此ノ評價ハ可ナリノ旨ミガ
テ拜見致シマシタ、此ノ中デ問題ニ
リマスノハ、立木、素材或ハ製材、斯
ウ云フ風ナ勘定ガ相當問題デアラウト
思ヒマス、此ノ評價ハ可ナリノ旨ミガ
アルモノダラウト私ハ推定ヲ致シマ
ス、此ノ中立木ハ元ノ持主ニ返サレル
ト云フヤウナ御方針ノヤウニ聞及ビマ
シタノデ、是ハ宜イト致シマシテモ、
手持素材或ハ商品トシテノ製材ト云フ
モノハ、其ノ後公定價格ノ變更ナドモ
ゴザイマシテ、莫大ナ生産評價益ト云
フヤウナモノガ出ル筈ダラウト思フノア
リマス、斯様ナモノハ統制會社ニアリマ
スル關係上、或ハ政府ノ特別ナ
歲入トシテ徵收ラスト云フノモツ

ノ方法デアリマセウ、モツト願ハシニカ
コトハ、斯ウ云ツタモノガ山林資源ノ
培養ト云フ意味ニ於テ、元ノ山ヘ何ト
カ還元スル方圖ガアリハシナイカ、此
ノ點政府ノ御見解ヲ伺ヒタ
○平川政府委員 地木ノ所有スル素材
ニ付キマシテハ、價格ノ引上ト云フノ
ハ昨年ノ十一月ニヤリマシタ、其ノ際
ニハ御承知ノ如ク地木ノ手持材ヲ、住
宅營團及び日本ニ前ノ公定價格デ引
サシメタノデアリマス、隨ヒマシテ地
木ハ其ノ爲ニ價格ノ値上リニ依ル利
害ト云フモノハ得テ居ラナイ譯デアリマ
ス、現在持ツテ居リマスモノハ、ソレ
以後ノ伐採ニ係ルモノデアリマシテ、
隨ヒマシテ、御話ノ如キ評價益ト中シ
マスク、價格値上リニ依ル利益ト云フ
モノハナイモノト考ヘテ居リマス
○井出委員 ソレデハ次ノ問題ト致シ
マシテ、第四條ノ第一項ノ三號デゴト
イマスガ、林產物ノ検査ヲ今後ハ林業
會ガ主トシテ擔當致ス、斯様ナコトニ
相成リマスルト、從來府縣ノ林務課ト
云フヤウナモノガ、所謂官ノ立場ニ於
テ行ツテ居リマシタ検査ハ、一應林業
會ノ民主的ナ検査ニ移行スル、斯様ニ
考ヘテ宜シイデアリマセウカ、サウシ
テ又其ノ場合ニ、所謂官ノ身分デモ
行ツテ居リマシタ検査員ト云フモノハ
リマスル所ノ林業検査員ト云フモノハ
一體ドウナルノカ、是ガ林業會ヘ民間
人トシテ引繼ガレルコトニナルノカ、
或ハ行政整理ト云フヤウナ形ニデモサ
ルモノニアラウカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致
シマス

バ、之ヲシテ行ハシメルコトガ出来マ
スルヤウニ法文ノ上ニ書イテ居ルノ
デアリマス、現在直ニ縣營ノ検査ヲ
全部ソチラニ振向ケルト云フコトハ、
一寸困難ダラウト思ヒマス、漸次林業
會ノ實力ガ付イテ參リマスレバ、ソチ
ラノ方ニ検査ヲ行ハセテ宜イト思ツテ
居リマス、差當リ御詫ノ如ク直ニ行
政整理ヲヤツテ、検査員ノ身分ソソチ
ラニ移スト云フコトマデハ考ヘテ居リ
マセヌ

○井出委員 ソレカラ普通議員ト特別
議員トノ間ニハ、資格權限ト云フヤウ
ナモノ、乃至ハ表決權ト云フモノニ差
異ガアルモノデアリマスカドウカ、ソ
レカラ役員タリ得ル權能ナドモ如何デ
アリマセウカ、此ノ點伺ヒタウゴザイ
マス

○平川政府委員 議員ト特別議員ノ間
ニ於キマシテハ、決權ノ差異ハゴザイ
マセヌ、唯其ノ選任ノ方法ガ稍モ違フ
ノデアリマシテ、特別議員ハ議員ノ集
マツツ總會デ選任ヲサセルコトニナル
ノデ、一般ノ議員ハ各々其ノ參加團體
ニ於て選出ヲシテ參ルト云フ、選任ノ
方法ガ違フ譯デアリマス、一旦選任サ
レマシタ以上ハ、議決權ハ全ク同様デ
アリマス

○井出委員 大體以上ヲ以テ質問ヲ打
切リタイト思ヒマス、最後ニ是非強調
ヲ致シテ置キタイコトハ、昨日モ此ノ
問題ニ付テハ觸レタノデアリマスガ、
本法ヲ見マスト、森林組合ニ對ヘル措
置ガ少シク片手落チデアル、是ハ私ノ感
ジバカリデナク、多クノ委員諸君カラ
サウ云フ風ナ指摘ガアツタノデゴザイ
マス、森林組合ガ現在力ガマダ充實シ
テ居ラスト云フ風ナ政府ノ御見解モア
リマスガ、是ハ今後トモ十分ニ指導育

成ラ致シマシテ、森林組合ト云フモノノ實力ヲ付ケルト云フ風ナ方向へ推進セシメラレタイ、サウシテ森林組合ガ森林法ト云フ別個ノ法規ニ規定サレ、林業團體法アル所ノ林業會ノ中へ入ツテ來ナイト云フノハ、ドウモ不自然デアルト思フノデアリマス、斯様ナ點ヲ成ベク急速ニ統一綜合サレルヤウニ、切ニ希望致シマシテ私ノ質問ヲ打切ルコトニ致シマス

テハ、相當ニ此スケレドモ、政價格ノ決定ニ參スルトカ、其ノ活動モ、林業會アラウト思ハレ面ニ於キマシテ詰問ヲ受ケレバ出來ルト云々規的ナ活動ト云フケラレマセヌガデゴザイマセウ的ナ活動ト云フ於テナスコトアゴザイマセウ〇平川政府委員コトニ適切ニ當スガ、此ノ林產ナリノ問題ニ付極ニ政府ニ對デアリマシテ、一項ニ明記シテラ、此ノ條文ニ發達上必要デアゴトガ出來ル、唯負會ノ意見ヲ諮詢林業會ガ意見リマスカラ、日本ニ依ツテ是ガハリマス〇國司委員 第

ノ法文ニ規定ガアリマセ
、或ハ税ノ問題ヲドウ
與スルトカ、或ハ規格
トシテハ必要ナ事項デ
マス、成程公定價格ノ
ハ、林業委員會ニ於テ
他色々ナ所謂政治的ナ
トシテハ必要ナ事項デ
マス、成程公定價格ノ
ハ、林業委員會トシテ自主
、之ニ答申スルゴトガ
定ガゴザイマスルケレ
ニハ林業會トシテ自主
點ニ於テノ規定ハ見受
、其ノ點ハ如何ナモノ
カ、即チ林業會ノ政治
コトハ、此ノ法文内ニ
許ス、斯ワ云フ御趣旨

キ是等ノ生産者アルトカ、或ノ施策ニ對ス。又必要ナ物資ガ、殆ド政府、ルト云フコト旨ナノデゴザン。○平川政府委員スルケレドモ、ハ生産配給ノ問題ノアル間題ドウシテモ政院テ大キナ方針併シ其ノ大キ的ニ林業ノ改產配給ノ適正化事ハ、自治的ケ行ハシテ行ノ政府ノ決定業會ノ意向ヲ参考ヘ方デアリ。○圖山委員ハ飽クマデモテ、一些末的ナルト云フ趣旨。○平川政府委員譯デアリマ、ト云フモノ決メナケレバ、府ガ決メルニ向ト云フモノ又之ヲ實行ス、會ノ自治的ナカウ、出來ルテ行カウト云其ノ政策ヲ實デハナクシテ、コトハ政府ガズ

○ 國司委員 決定站ニ指導
ハ、政府が飽 實際ニ於テ此
ガ爲ノ色々ナ ラシテヤラセ
マスルト、森 フコトヲ大キ
イマスルガ、 組合ランテ是
謂本法ノ目的
組合ランテ是
依ツテ、或ハ
テ、十分達成
デハゴザイマ
○平川政府委
ル所ト、林業
ヨリ重複ラ致
的ト致シマシ
ヤツテ參ル譯
テハ固ヨリ森
ハ、林業ノ改
合ハ森林生産
的アリマス、
ニハ、森林組
ニ、兩者ヲ合
モ得ナケレバ
ソニデ此ノ兩
櫻成シヨウ、
○ 國司委員
ノ七十條デゴ
タ森林組合ハ
保管及販賣ノ
ス

サウシマスルト、政策ノ監督ト云フヤウナ行政面クマデモ握ツテ居ラレ、ノ林業會ノ目的ヲ果サン事業ト云フモノハ、民間ルコトヲ本體トスルト云ザイマセウカ
員 其ノ通りデアリマス森林法ノ第六十二條ヲ見林生産ノ保續ヲ圖ルト云ク謳ソテ居ルヤウデゴザ
トスル事項ガ、此ノ森林ト併行ニヤラスコトニ
森林組合ノ活動ニ依ツシ得ルト云フヤウナコト
セヌデセウカ
員 森林組合ノ目的トス
曾ノ目的トスル所トハ固
ス譯デアリマス、森林組
ノ保續ヲ圖ルコトヲ主目
テ、ソレニ必要ナ事業ヲ
デアリマス、林業會トシ
林生産ノ保續ヲ圖ルコト
良癡達ト云フ中ニ入ル譯
唯此ノ目的ヲ達シマスル爲
者ノ協同ヲ圖リマス爲
合ダケデハ必ズシモ萬全
ニ所謂林業者等ノ協力
此ノ目的ハ達成シナイ
セテ林業會ト云フモノヲ
スケウ云フ考ヘ方デアリマ
スケウシマスルト、森林法
ザイマスルガ、出資ヲシ
「森林產物ノ運搬、加工、
開スル施設ヲ爲スコトヲ

得ト、其ノ第二項
居リマスルケレドモ
號ノ所謂森林組合ノ
トガ、殆ド重複シテ、
ラレルノデゴザイマ
イマセウカ

○平川政府委員 森
的ト致シマシテハ、
圖ルト云フ所ニアル
ガ、併シ其ノ保續ヲ
ニ出資ヲ致シテ、斯
物ノ共同加工販賣ト
トガ適切デアルト云
相當アラウカト思フ
サウ云フ場合ニ備ヘ
十條ノ方デ斯ウ云フ
ヤラウト思ヘバ出來
規定致シタノデアリ
現在ノ實情ニ於キマ
組合ガ此ノ仕事ヲ完
屬ルカト云フト、サ
マセヌ、隨ヒマシテノナリ
販賣ト云フコトヲ專
スル業者ト云フモノ
居ル譯ニアリマス、
方ガヤルコトニナリ
問題トシテ、兩方ニ
ケレバナラヌト云フ
リマス

○園圃委員 第七十
シニ居ル組合ト、ソ
業ヲ營マナイ組合ト
アリマスカ

○平川政府委員 現
タ數字ハ覺エテ居リ
調べマシテ御答ヘ致
○國司委員 森林法
リマスルト、「森林業
用ヒテ居ラレマスガ

ノ第一號ニ謳ツテ
、此ノ第二項第一
事業目的トスル所
居ルヤウニ見受ケ
スガ、如何デゴザ
林組合ノ本來ノ目
森林生産ノ保續ヲ
ノデアリマスル
圖ル爲ニハ、同時
様ナ組合員ノ生産
云フ所マデ行ブコ
フヤウナ場合モ、
ノデアリマシテ、
マスル爲ニ、第七
コトモ森林組合ハ
ル、斯ウ云フ風ニ
マス、併シナガラ
シテ、總テノ森林
全ニ限ナク行ツテ
ウ云フ實情デアリ
此ノ林産物ノ加工
業ト致シテ居リマ
ガ、多數存在シテ
是ハ同シコトヲ兩
マスガ、併シ現實
之ヲ認メテ行カナ
實情ニアルノデア
シマス

ノ第七十條ニ依
レカラスウシタ事
ノ比率ハドノ位デ
在一寸ハツキリシ
マセヌカラ、後程
、此ノ第一條ニハ

明カニ「林產物」トゴザイマス、其ノ差異ハ何處ニアルノデゴザイマセウカ
○平川政府委員 是ハ別ニ差異ハゴザイマセス

○國司委員 ソレデハ同一ニ解シテ差支ヘナイデスネ

○平川政府委員 差支ヘゴザイマセヌ

○國司委員 サウ致シマスト森林法第
五章ノ規定ヲズット讀ソデ見マスト、

此ノ規定ハ戰時中ノ規定デアリマスガ

故ニ、強制的ナ色彩ガ非常ニ濃厚ナノ
アリマス、所デ林業會法ハ民主的ナ
法律ノ建前ヲ主トシテ居ラレルヤウデ
ゴザイマスガ、此ノ強制的ナ所謂官治
政策トデモ言ヒマセウカ、サウ云フ色
彩ノ濃厚ナ森林法ノ第五章ノ規定ヲ
御訂正ニナル御意思ハナイモノデセウ

○平川政府委員 差當リ此ノ第五章ヲ修正スル意思

○平川政府委員 森林組合ノ方ハ施業
ノ協同ト云フヤウナコトヲ、ドウシテ
モヤラケレバナラヌノデアリマスノ

ハ持ツテ居リマセス

○國司委員 差當リハ難カシイカモ知
依ツテ其ノ法案ト云フモノガ極メテ片
手落デアル、少クトモ森林組合ニ關ス

本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
森林法ノ第五章ノ規定ヲ修正致シマシ
テ、此ノ中ニ幾込マレル御意思ハゴザ
イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○國司委員 若シサウ云フ時ガ珍ルモ
ノト致シマシテ、此ノ森林法ノ六十六條以下ノ林

產組合ニ關スル規定、之ヲ繩メマシ
テ、寧ロ其ノ際ニハ森林組合ヲジテ林

產組合ニ行ハシメントスルヤウナ事業
マデ、所謂林材一貯作業ノ建前ノ上

ニ相當ノ實力ヲ持ツテヤツテ居る者ヲ
ニ、御修正ニ相成ル御意思ハゴザイマ
セスデセウカ

○平川政府委員 先程モ申シマシタヤ
ウニ、現實問題ト致シマシテ森林組合
ガ全部是等ノ事ヲヤリ得レバ、是モ
一つ考へ方カト思ヒマスガ、併シ實際
問題トシテ林產物ガ圓滑ニ生產サレ、
圓滑ニ配給サレルト云フ結果ニナラナ
ケレバナラナイノデアリマス、恐ラク
ハ當分ノ間ハ、兩建デ行クト云フコト
ニナラザルヲ得ナイデハナイカト思ヒ
マス

○國司委員 所デ此ノ森林組合ト林產
組合ト云フモノトハ、本質的ニ利害相反
スルデハナイカト思ハレルノデアリマ
ス、此ノ利害相反スル所ノ二ツノ組合
ヲ林業會ガ擁シテ、之ヲ圓滑ニ運營致
シテ、生產竝ニ配給ノ面ニ於テモ、五
十限リハ、此ノ法條ノ中ニ規定ヲ缺イ
テ居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
森林法ノ第五章ノ規定ヲ修正致シマシ
テ、此ノ中ニ幾込マレル御意思ハゴザ
イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○國司委員 ソレデハ同一ニ解シテ差
支ヘナイデスネ

○平川政府委員 差支ヘゴザイマセヌ

○國司委員 サウ致シマスト森林法第
五章ノ規定ヲズット讀ソデ見マスト、

此ノ規定ハ戰時中ノ規定デアリマスガ
故ニ、強制的ナ色彩ガ非常ニ濃厚ナノ
アリマス、所デ林業會法ハ民主的ナ
法律ノ建前ヲ主トシテ居ラレルヤウデ
ゴザイマスガ、此ノ強制的ナ所謂官治
政策トデモ言ヒマセウカ、サウ云フ色
彩ノ濃厚ナ森林法ノ第五章ノ規定ヲ
御訂正ニナル御意思ハナイモノデセウ

○平川政府委員 差當リ此ノ第五章ヲ修正スル意思

○平川政府委員 森林組合ノ方ハ施業
ノ協同ト云フヤウナコトヲ、ドウシテ
モヤラケレバナラヌノデアリマスノ

ハ持ツテ居リマセス

○國司委員 差當リハ難カシイカモ知
依ツテ其ノ法案ト云フモノガ極メテ片
手落デアル、少クトモ森林組合ニ關ス

本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

容易ナコトデハナイト思ヒマス、思ヒ
マスケレドモ、サレバト言ツテ一方ノ
無視致スコトハ出來ナイダラウト思ヒ
現實ノ問題トシテ、林產物ノ生產配給
ニ相當ノ實力ヲ持ツテヤツテ居る者ヲ
ニ、御修正ニ相成ル御意思ハゴザイマ
セスデセウカ

○平川政府委員 先程モ申シマシタヤ
ウニ、現實問題ト致シマシテ森林組合
ガ全部是等ノ事ヲヤリ得レバ、是モ
一つ考へ方カト思ヒマスガ、併シ實際
問題トシテソレハ當分塑メナイコトデ
ハナイカ、森林組合ノ發達ニ付テハ我
我モ努力致シマスケレドモ、併シ實際
問題トシテ林產物ガ圓滑ニ生產サレ、
圓滑ニ配給サレルト云フ結果ニナラナ
ケレバナラナイノデアリマス、恐ラク
ハ當分ノ間ハ、兩建デ行クト云フコト
ニナラザルヲ得ナイデハナイカト思ヒ
マス

○國司委員 所デ此ノ森林組合ト林產
組合ト云フモノトハ、本質的ニ利害相反
スルデハナイカト思ハレルノデアリマ
ス、此ノ利害相反スル所ノ二ツノ組合
ヲ林業會ガ擁シテ、之ヲ圓滑ニ運營致
シテ、生產竝ニ配給ノ面ニ於テモ、五
十限リハ、此ノ法條ノ中ニ規定ヲ缺イ
テ居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
森林法ノ第五章ノ規定ヲ修正致シマシ
テ、此ノ中ニ幾込マレル御意思ハゴザ
イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○國司委員 ソレデハ同一ニ解シテ差
支ヘナイデスネ

○平川政府委員 差支ヘゴザイマセヌ

○國司委員 サウ致シマスト森林法第
五章ノ規定ヲズット讀ソデ見マスト、

此ノ規定ハ戰時中ノ規定デアリマスガ
故ニ、強制的ナ色彩ガ非常ニ濃厚ナノ
アリマス、所デ林業會法ハ民主的ナ
法律ノ建前ヲ主トシテ居ラレルヤウデ
ゴザイマスガ、此ノ強制的ナ所謂官治
政策トデモ言ヒマセウカ、サウ云フ色
彩ノ濃厚ナ森林法ノ第五章ノ規定ヲ
御訂正ニナル御意思ハナイモノデセウ

○平川政府委員 差當リ此ノ第五章ヲ修正スル意思

○平川政府委員 森林組合ノ方ハ施業
ノ協同ト云フヤウナコトヲ、ドウシテ
モヤラケレバナラヌノデアリマスノ

ハ持ツテ居リマセス

○國司委員 差當リハ難カシイカモ知
依ツテ其ノ法案ト云フモノガ極メテ片
手落デアル、少クトモ森林組合ニ關ス

本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

產物ノ生產ナリ加工ナリト云フ面ニモ
ノト致シマシテ、此ノ森林法ノ七十條
ト、ソレカラ本法ノ六十六條以下ノ林
產組合ニ關スル規定、之ヲ繩メマシ
テ、寧ロ其ノ際ニハ森林組合ヲジテ林
產組合ニ行ハシメントスルヤウナ事業
マデ、所謂林材一貯作業ノ建前ノ上
ニ相當ノ實力ヲ持ツテヤツテ居る者ヲ
ニ、御修正ニ相成ル御意思ハゴザイマ
セスデセウカ

○平川政府委員 先程モ申シマシタヤ
ウニ、現實問題ト致シマシテ森林組合
ガ全部是等ノ事ヲヤリ得レバ、是モ
一つ考へ方カト思ヒマスガ、併シ實際
問題トシテソレハ當分塑メナイコトデ
ハナイカ、森林組合ノ發達ニ付テハ我
我モ努力致シマスケレドモ、併シ實際
問題トシテ林產物ガ圓滑ニ生產サレ、
圓滑ニ配給サレルト云フ結果ニナラナ
ケレバナラナイノデアリマス、恐ラク
ハ當分ノ間ハ、兩建デ行クト云フコト
ニナラザルヲ得ナイデハナイカト思ヒ
マス

○國司委員 所デ此ノ森林組合ト林產
組合ト云フモノトハ、本質的ニ利害相反
スルデハナイカト思ハレルノデアリマ
ス、此ノ利害相反スル所ノ二ツノ組合
ヲ林業會ガ擁シテ、之ヲ圓滑ニ運營致
シテ、生產竝ニ配給ノ面ニ於テモ、五
十限リハ、此ノ法條ノ中ニ規定ヲ缺イ
テ居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
森林法ノ第五章ノ規定ヲ修正致シマシ
テ、此ノ中ニ幾込マレル御意思ハゴザ
イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○國司委員 ソレデハ同一ニ解シテ差
支ヘナイデスネ

○平川政府委員 差支ヘゴザイマセヌ

○國司委員 サウ致シマスト森林法第
五章ノ規定ヲズット讀ソデ見マスト、

此ノ規定ハ戰時中ノ規定デアリマスガ
故ニ、強制的ナ色彩ガ非常ニ濃厚ナノ
アリマス、所デ林業會法ハ民主的ナ
法律ノ建前ヲ主トシテ居ラレルヤウデ
ゴザイマスガ、此ノ強制的ナ所謂官治
政策トデモ言ヒマセウカ、サウ云フ色
彩ノ濃厚ナ森林法ノ第五章ノ規定ヲ
御訂正ニナル御意思ハナイモノデセウ

○平川政府委員 差當リ此ノ第五章ヲ修正スル意思

○平川政府委員 森林組合ノ方ハ施業
ノ協同ト云フヤウナコトヲ、ドウシテ
モヤラケレバナラヌノデアリマスノ

ハ持ツテ居リマセス

○國司委員 差當リハ難カシイカモ知
依ツテ其ノ法案ト云フモノガ極メテ片
手落デアル、少クトモ森林組合ニ關ス

本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

產物ノ生產ナリ加工ナリト云フ面ニモ
ノト致シマシテ、此ノ森林法ノ七十條
ト、ソレカラ本法ノ六十六條以下ノ林
產組合ニ關スル規定、之ヲ繩メマシ
テ、寧ロ其ノ際ニハ森林組合ヲジテ林
產組合ニ行ハシメントスルヤウナ事業
マデ、所謂林材一貯作業ノ建前ノ上
ニ相當ノ實力ヲ持ツテヤツテ居る者ヲ
ニ、御修正ニ相成ル御意思ハゴザイマ
セスデセウカ

○平川政府委員 先程モ申シマシタヤ
ウニ、現實問題ト致シマシテ森林組合
ガ全部是等ノ事ヲヤリ得レバ、是モ
一つ考へ方カト思ヒマスガ、併シ實際
問題トシテソレハ當分塑メナイコトデ
ハナイカ、森林組合ノ發達ニ付テハ我
我モ努力致シマスケレドモ、併シ實際
問題トシテ林產物ガ圓滑ニ生產サレ、
圓滑ニ配給サレルト云フ結果ニナラナ
ケレバナラナイノデアリマス、恐ラク
ハ當分ノ間ハ、兩建デ行クト云フコト
ニナラザルヲ得ナイデハナイカト思ヒ
マス

○國司委員 所デ此ノ森林組合ト林產
組合ト云フモノトハ、本質的ニ利害相反
スルデハナイカト思ハレルノデアリマ
ス、此ノ利害相反スル所ノ二ツノ組合
ヲ林業會ガ擁シテ、之ヲ圓滑ニ運營致
シテ、生產竝ニ配給ノ面ニ於テモ、五
十限リハ、此ノ法條ノ中ニ規定ヲ缺イ
テ居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
森林法ノ第五章ノ規定ヲ修正致シマシ
テ、此ノ中ニ幾込マレル御意思ハゴザ
イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○國司委員 ソレデハ同一ニ解シテ差
支ヘナイデスネ

○平川政府委員 差支ヘゴザイマセヌ

○國司委員 サウ致シマスト森林法第
五章ノ規定ヲズット讀ソデ見マスト、

此ノ規定ハ戰時中ノ規定デアリマスガ
故ニ、強制的ナ色彩ガ非常ニ濃厚ナノ
アリマス、所デ林業會法ハ民主的ナ
法律ノ建前ヲ主トシテ居ラレルヤウデ
ゴザイマスガ、此ノ強制的ナ所謂官治
政策トデモ言ヒマセウカ、サウ云フ色
彩ノ濃厚ナ森林法ノ第五章ノ規定ヲ
御訂正ニナル御意思ハナイモノデセウ

○平川政府委員 差當リ此ノ第五章ヲ修正スル意思

○平川政府委員 森林組合ノ方ハ施業
ノ協同ト云フヤウナコトヲ、ドウシテ
モヤラケレバナラヌノデアリマスノ

ハ持ツテ居リマセス

○國司委員 差當リハ難カシイカモ知
依ツテ其ノ法案ト云フモノガ極メテ片
手落デアル、少クトモ森林組合ニ關ス

本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

マスケレドモ、サウ致シマスト、何レ
本法ガ改正ニナリマス其ノ際ニ、此ノ
手居ル、是ガ此ノ法ノ缺陷デアルト云
フヤウナコトヲ御指摘ニ相成ツテ居リ

イマセヌカ

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○平川政府委員 差當リハ修正致ス考
究致シマシテ必要ガアレバ修正致シタ
イト思ヒマス

○平川政府委員 資格ガナイ譯デハア
リマセヌノデ、加入シテモ差支ヘアリ
マセヌケレドモ、加入シナクトモ差支
ヘナイ、加入シナイカラト云ツテ、ソ
レニ對シテソレデヘ林產物ノ加工ナリ
或ハ販賣ナリヲ行ハセナイカト云フ
ト、サウ云フコトハナイ、デアリマスカ
ラ加入スル資格ハアリマスケレドモ、
シナクトモ差支ヘナイ、斯ウ云フ結論
ニナル、譯デアリマス

○園司委員 サウ致シマスト第六十七
條ノ第二項デゴザイマスガ、林產組合
ニ對スル所謂臨時的ナ政府ノ事業、斯
ウ云フヤウナコトガ行ハレナイ、詰リ
森林法七十條ニ依ツテ設立サレテ居ル
森林組合ハ、斯ウシタコトノ適用外ニ
アル、斯ウ云フ關係上ニ立ツト思フノ
デアリマスガ、其ノ點如何デスカ
○平川政府委員 其ノ點ハ實ハ昨日大
分問題ニナツタノデアリマスガ、確カ
ニ法文ノ形式上、森林組合ノ方ニハ、
此ノ六十七條ノ第二項ニアリマスルヤ
ウナ法文ガゴザイマセヌ、併シナガラ
此ノ第二項ノ方ノ事業ト云フノハ臨時
的ナ事業デアリ、又此ノ第一項ノ方ノ
事業ヲ行フニ伴ヒマシテ出テ來ル事業
デアリマス、隨テ此ノ規定ガナイカラ
テ、自分達ノ組合ニ關スル限りニ於
テ、此ノ第二項ニ掲ゲテアルヤウナ事
業ヲ行ハウト云フコトヲ定メテ、總會
デ決議ヲ致シマスレバ行クコトガ出來
ガナノイデゴザイマセウカ

意的ニ書イテアル譯デアリマス、併シ
ナガラ其ノ明文ガナイ爲ニ之ガ出来ナ
ルデアリマセウ、故ニ明文ニ書イタラ
宜カラウト云フコトガ、昨日ノ御意見
デアツタノデアリマス、若シ其ノ必要
アリストレバ、勅令等ヲ以テスルト云
フ御答ヘヲ致シタノデアリマス
○國司委員 次ニ第三條デアリマス
ガ、「林業會は、法人とする。」トアリマス
スガ、是ハ非營利法人ノ意味デアリマ
スカ
○平川政府委員 森林法ニアリマスル
「營利ヲ目的トセザル社團法人トス」ト
云フ書キ方ハ階級致シマセヌデシタケ
レドモ、是ハモウ法文ノ最近ノ形デアリ
マシテ、營利ヲ目的トセザル社團法
人デアリマス

○國司委員 サウシマスト、法第四十
四條乃至第四十七條ニハ剩餘金ニ歸入ス
ル規定ガアリマスケレドモ、此ノ剩餘
金ヲ生ジテ會員ニ對シテ配當モ出來
ル——私共モ商工省ト交渉ガアルノデ
アリマスガ、商工省ノ見解デハ苟クナ組
合ハ、營利ヲ目的トセザル法人デハナ
イ、詰リ營利法人デス、斯ワ云フヤウ
ナ見解ヲ取ッテ居ラレルヤウデアリマ
スガ、是ト矛盾シナインデスカ

○平川政府委員 商工省ガサウ云フ
釋フシテ居ルコトハ存ジマセヌガ、併シ
シは營利ヲ目的トセザル法人デアルマス
ト云フコトハ、營業税等ヲ課ケテ居ラ
スコトヲ見マシテモ明カデアリマス

○國司委員 商工省所管幾多ノ統制組
合ガゴザイマスガ、其ノ統制組合ガ今
回ノ緊急措置ノ例外ヲ求メテ、八月十
一日ノ封鎖以前デゴザイマスガ、大體
省ニ封鎖預金ノ解除フ申請スルコトガ

出來ル、營利法人デナイ營利ヲ目的トセヌ法人ハ、封鎖預金ノ解除ヲ申請スルコトガ出來ルト云ノゾ、私ノ與カシタ所ガ工商省デハ、成程法文ノ上デハ營利ヲ目的トセザルヤウニナツテ居ルケレドモ、明カニ實態ガ、實際ニ於テ剩餘金ガ生ジ、之ヲ組合員ニ對シテ配當シテ居ル以上ハ、營利法人ト看做ス、斯ウ云フヤウナ解釋ヲ下サレテ居ルヤウデアリマスガ、此ノ點ハ如何デスカ

○平川政磨委員 是ハ營利ヲ目的トシテ居ルト云フ解釋ト申シマスヨリハ、アノ封鎖ノ關係ニ於キマシテハ、教育トカラミ善トカ云フヤウナ、非常ヨヽイ範圍ノ公益團體ノ封鎖預金ニ付テハ、特別ノ批ヒヲスルト云フ考ヘナノデアリマス

○國司委員 ソレハ現在ノコトデ、私ノ言フノハ其ノ前ノコトデアリマス

○平川政磨委員 サウ云フ風ニ私共ハ聞イテ居ルノデアリマシテ、營利ヲ目的トスルモノノデアルカラト云フコトデハナノイデハナイカト私ハ思ツテ居リマス

○國司委員 將來サウシタ大藏省關係ダトカ、或ハ工商省關係ト云フヤウナコト、色々交渉ガ出テ參ラナイトモ限ラナイト思ヒマスノデ、此ノ點ハ一ツ營利ヲ目的トシナイ法人デアルト云フコトヲ、ハツキシリシテ戴イタ方ガ宜シト思ヒマスノデ、一寸念ヲ押シタマデアリマス

次ニ第四條ヲゴザイマスガ、申スマデモナク森林生產ノ要素ハ、「コスト」ト資本ト勞働力、此ノ三者ニ變リハナイト思フノアリマス、然ルニ本法案

ハ、昨日モ問題ニナツタノデアリマス
ガ、一番重要ナ労働力ニ關シマシテ何
等ノ規定ガナイト云フコトハ、本法ノ
缺陷アルト思ヒマス、サウシタ肝腎
ノ労働力ト云フヤウナ面ニ關シマシ
テ、將來御改正ニナル御意思ガアルカ
ドウカ
○平川政府委員 是ハ非常ニ難カシイ
問題デアリマスノデ、能ク研究致シマ
シテ、ソレガ適切デアルト云フ結論ニ
達シマスレバ、何等カノ形デ之ニ加ヘ
ルト云フコトヲ研究シテ見タイト思ヒ
マス

○園司委員 森林法ノ施行規則ノ第五
十九條ニ依リマスト、政府ハ森林組合
ノ組合員トナル義務ガナイ、斯ウ云フ
規定ガアリマスガ、山林局デハ官行事
業ヲ行シテ居ルコトハ申スマデモナイ
コトデ、サウシタ山林局ノ所謂現場ノ
事業ト云フモノハ、一體此ノ林業會ノ
外ニ立ツモノデゴザイマスカ

○平川政府委員 政府ノ關係ハ別途ニ
ナリマス

○園司委員 サウ致シマスト、官行事
業ニ依シテ製造サレタ品物ハ、ドウ云
フヤウナ「ルート」デ市場ニ販賣サレル
ノデアリマスカ

○中尾政委員 官行斫伐ニ依リマシテ
生産サレマシタモノハ是ハ其ノ場所或
ハ數量ニ依シテ、處分先ハ遠シテ來ル
コトト恩ノデアリマスガ、相當數量
櫻マツタモノニ付キマシテハ、日本林
業會社ニ都道府縣林業會ト能ク相談致
シマシテ、其ノ縣ノ林業組合ニ一括拂
下ラスルコトニナルト思ヒマス、尙又
特殊ノ用材ニ付キマシテハ、林業組合
デナク、特定ノ個人ニ拂下ダルコトモ
アルト思ヒマス

ハ、能ク綠故拂ト云フヤウナコトヲ
オヤリニナツテ居ルヤウデアリマスケ
レドモ、其ノ綠故者ト云フモノニ對ス
ル明確ナ範圍ト云フモノハ決マツテ居
ラレルノデアリマスカ
○中尾政府委員 只今綠故特賣ヲヤツ
テ居リマスモノハ、用材デハアリマセ
ヌ、薪炭材ノ特賣ハ綠故ニ依ツテ拂下
ゲテ居ルノガアルノデアリマス、是ハ
從來カラ國林有ノ保護等ニ付キマンテ
相當功績ノアツタ部落等ニ對シテ、特
賣ヲ致シテ居ルノデアリマス
○園司委員 紗デ少シ國有林ノ關係ヲ
御伺ヒ致シタイト思フノデアリマス
ガ、國有林ノ統計ハ戴キマシタガ、各
營林局別ニ、一體其ノ收入支出、或ハ
純益ノ關係ハドンナ風ニナツテ居リマ
スカ
○中尾政府委員 营林局別ノ今ノ收支
ノ關係ハ、後デ取調べマシテ御答へ致
シマス
○園司委員 此ノ統計ヲ拜見致シマス
ト、東北地方ハ非常ニ國有林ガ多ク、
堅倒的ト云フテモ宜イ程國有林ノ面積
ガ多イノデアリマスガ、是ハドウ云フ
ヤウナ理由ガアルノデアリマスカ
○平川政府委員 是ハ昔藩ガ廢止ニナ
リマシテ、國有林ニ編入ニナリマシタ
際ニ東北ノ方ニ斯ウ云フモノガ多カツ
タノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ居リマ
ス
○園司委員 我々東北ニ居ル者トシテ
ハ、東北が明治維新ノ際ニハ賊軍デ、
其ノ懲罰的ナ意味ニ於テ國有林ニサレ
タト云フコトモ聞イテ居ルノデアリマ
ス、或ハ東北ノ人間ト云フモノハ、聊
カ時勢ヲ見ルコトニ對シテ愚鈍デアツ
テ、山林ト云フモノハ述ヶテ行カナイ
ノダ、金ニ換ヘルト直グニ飛シテ行ツ

テシマフケレドモ、山林ナラバ決シテ
地元カラ離レナイ、地元カラ離レナイ
トスルナラバ、之ヲ個人ノ所有ニスル
ヨリモ、國有ニシテ置イタ方ガ宜イト
云フコトニ依リマシテ國有林ガ東北ニ
多クナツタ、言詰ヲ換ヘテ言ヒマスレ
バ、元々ガ個人ノ所有ニスベキモノデ
アルケレドモ、官有ニシテシマツタノ
ダ、其ノ間別ニ法理的根據ガナイト云
フコトヲ言ツテ居リマス、ソレハ今ノ
御答辯デ當ラズトモ遠カラズト了解シ
チ宜イノデアリマス

○平川政府委員 サウ云フ話ヲ我々モ
耳ニシタコトガゴザイマスガ、併シハ
ツキリシタ證據モアリマセヌノデ、能
御答辯デ當ラズトモ遠カラズト了解シ
ク分リマセヌ

○國公委員 東北地方ノ資源ト云フモ
ノハ極メテ貧弱アリマス、多イモノ
ト云ヘバ森林資源ナドハ其ノ一ツニ算
ヘラレルノテアリマスケレドモ、其ノ
森林資源ガ所謂官有林ニナツテ居ルト
云フコトハ、東北民ノ經濟ニ對シテ大
キナ影響ヲ持ツテ居ル、斯ウ云フ事實
ハ過去ニ於テ政府ノ方デハ御認メニナ
クテ居ルノデアリマスカ

○平川政府委員 東北地方ノ國有林ノ
面積ガ大キイト云フコトハ、東北ニ取
リマシテ相當大キナ影響ガアルダラウ
ト云フコトハ考ヘテ居リマス、併シナ
ガラ國有林ノ當局ト致シマシテハ、東
北ノ資源ヲ奪ヒ取ツテ全國ニ均霑スル
ト云フコトノ弊害ノアリマセヌヤウ
ニ、色々ナ手段ヲ以テ東北ノ地元ニ對
スル施設ヲ講ジテ居ル譯デアリマス、
例ヘバ地方稅ニ當ルベキモノ——假ニ
民有デアレバ、地方稅トシテ徵收セラ
レルデアラウ程度ノモノハ、是ハ金額
ハ億カドアリマスケレドモ、約百萬圓
バカリノ金ヲ、東北地方其ノ他國有林

ノ地元町村ニ對シテ交付ヲスルト云フヤウナコトヲヤリマス、或ハ國有林ノ面積ヲ、地元ニ對シテ委託林トシテ開放スル、或ハ部分林ナイヤウニ、努力ヲ致シテ居ル譯ニアリマス。
○園司委員 東北地方ヘ、多年東北地方ノ凡ユル森林ヨリ生ズル純益ト云フモノヲ、地方ニ還元シテ、地方發展ノ爲ニ之を使ツテ貢ヒタイ、斯ウ云フヤウナ要望、數シテ參スル居ルコトヲ私ハ聞イテ居ルノアリマス、又昭和五、六年頃マテノ統計シカ私ハ知リマセヌケレドモ、最近ノ統計ヲ探しシテ見マシタガ、分リマセヌノザ、先程御伺ヒ致シタノアリマスガ、全國ノ營林局ノ山林收入ト云フモノニ總計致シマスト、純益テ効カ六七千萬圓、多イ年ハ八千萬圓ニ上ツテ居ルヤウニ記憶致シテ居リス、其ノ大半ガ東北地方ニ、詰リ青森、秋田營林局管内アツタト恩ハレルノデアリマスガ、サウシタ東北地方ノ山林ヨリ生ズル收入、ソレニ支出致シマシタガル政府ノ經費ト云フヤウナモノヲ、ハツキリト御調ベニチツタコトガ當局乃至四割、間伐ニ對シテハ五割以上、

之ヲ必要經費トシテ控除シテ貰ヒダイ
ト云フヤウナコトガ、東北ノ森林組合
聯合會一致ノ決議トシテ陳情致シテ參
ツタノデアリマス、其ノ跡始末ハドウ
云フ風ニナリマシタデセウカ、當局ニ
御分リニナツテ居ラナイノデアリマス
カ

○平川政府委員 只今御話ノ陳情ヲ具
體的ニ私ハ存ジテ居リマセヌデスガ、
山林所得ニ對シマシテハ、特ニ輕減シ
タ低率ノ所得稅ヲ課シテ居ルコトハ、
從來カラノ通リデアリマス、尙ホ戰時
中ニ臨時措置ト致シマシテ、過伐ニ陷
シタヤウナモノニ對シマシテハ、之ニ
對シテ一定ノ減免ヲスル制度ガアリマ
シタコトモ御承知ノ通リデアリマス、
今後モアノ制度ハ存續スルコトニ致シ
マシテ、一定ノ割當數量ノ六割以上ヲ
生産シマシタ分ニ對シマシテハ、半分
ヲ減免スル、斯ウ云ツタヤウナ制度ガ
ゴザイマス、其ノ他所得稅ニ付キマシ
テハ、特別ノ措置ヲ執ツテ居リマス
○國司委員 東北地方ハ何分ニモ十一
月ノ初メ頃カラ四月半バ頃マデハ、雪
ノ中ニ埋マツテ居リマスシ、其ノ間ニ
於ケル寒帶アルトカ、降雪デアルト
カ、或ハ雪崩、サウ云フ雪害ニ依リマ
シテ非常チ損害ヲ蒙ルノデス、櫻ヶ農
林省ノ雪害調査表ノ、山形縣ノ新庄ニ
アリマスル積地方農村經濟調査所ノ
調査シタ所ニ依リマスト、昭和十四年
ノ初冬カラ昭和十五年ノ早春ニ至ルマ
デノ間ニ於テ、六百二十五萬百三十六
圓ト云フヤウナ損害額ガ現ハレテ居リ
マスルケレドモ、是ハ唯單ニ所謂可算
的ノ損害デアリマシテ、不可算的ノ損
害ハ極メテ多イモノダラウト思フノデ
アリマス、サウ云フ點ニ於キマシテ
モ、只今申上ゲマシタ所謂山林ノ所得

ニ對シテノ稅ノ輕減ト云フコトニ對シテ
テ、相當ノ御考慮ヲ拂ハレルヤウ、山
林當局カラ特ニ大藏省當局ニ對シテ御
折衝願ヒタイト思ヒマス、尙又此處ニ
御願致シマスコトハ、造林費或ハ育成
保護費トカ、或ハ林道修理費トカ、其
ノ他色々ナ所要經費ト云フモノガ、東
北地方ハ他ノ地方ヨリモ多額ヲ要スル
ト云フ點ナノデアリマスガ、サウシ
タ點ニ付テ政府トシテ青森營林局ナ
リ、或ハ秋田營林局ナリニ付テ御調べ
ニナツタモノガアリマスカ

○平川政府委員 只今ノ御導ネノ點ハ
ハツキリシタ記憶ハアリマセヌガ、調
査シタモノハ多分ナインヤナカト
思フノデアリマス

○國司委員 國有林面積ノ極メテ匪大
ナル東北地方ニ於キマシテ、民間ニ於
ケル調査ハ中々容易ナラザルモノニア
リ、且又今日マテ民間ニ調査シタモノノ
ハ、餘り信憑力ヲ持タヌヤウニ取扱ハ
レテ參ツタノデアリマスガ、サウシ
點カラ致シマシテ國有林野ノサウシタ
ト、サウ云フ問題ニ關シテ特に林業會
調査ハ大キナ基準ニナルモノデアル
思ヒマスノデ、是非青森營林局及ビ秋
田營林局ニ於テハ、今後サウ云ソ御調
査ヲ御願ヒシタイト云フコトガ一ツ
結果ヲシテ政府ノ施策ニ反映サセル、
等ニ對シマシテモ補足的ニ、又或ハ立
斯ウ云フヤウナコトニ對スル何カ御指
導トデモ云ヒマスカ、サウ云フ御方針
ガオアリデアリマスカ

○平川政府委員 サウ云フ調査ニ付キ
マシテハ、政府ニ於テモ直接ニ致スヤ
ウニ致シタイト思ヒマスシ、又林業會
結果ヲシテ政府ノ施策ニ反映サセル、
等ニ對シマシテモ補足的ニ、又或ハ立
斯ウ云フヤウナコトニ對スル何カ御指
導トデモ云ヒマスカ、サウ云フ御方針
ガオアリデアリマスカ

資料ヲ以テ政府ノ施策ニ反映シタル
ト云フコトモ適切カト思ヒマス、之ニ
對シマシテモ助成金等ノコトモ考ヘテ
參リタイト思ヒマス。

○國司委員 元ニ戻リマシテ、第六十
七條デアリマスガ、林產組合ニモ統制
規定ト云フモノガ制定セラレルコトニ
ナルト思フノデゴザイマス、此ノ林產
組合デ制定致シマス所ノ統制規定ト、
林業會ガ判定致シマスル統制規定トノ
間ニ、ドウ云フヤウナ差異ガ認メラレ
マスカ

○平川政府委員 是ハ林業會ノ自治統
制ハ、會員タル森林組合及ビ林產組合
ニ對シテ統制ヲ致ス譯デアリマスガ、
林產組合方個々ノ業者ニ對シテ行フ統
制ト云フモノハ、多少内容ガ異シテ居
リマス、サウ云フ程度ノ違ヒデアリマ
シテ、アトハ特別ノ違ヒハアリマセヌ
○國司委員 此ノ六十六條ノ林產組合
ト云フモノハ、政府デ懇シテ居ラレ
マスル所デハ、町村マヂ豫想シテ居ラ
レマスカ

○平川政府委員 林產組合ノ方ハ、木
材ニ關シマスル限りハ、恐ラクハ或ル
地區單位デハナカラウカト云フ風ニ考
ヘテ居リマス、併シ是ハ地方ノ實情ニ
依リマシテ、別ニ政府ノ方ト致シマ
シテ、ドウ斯ウ云フ指圖ヲ致ス積リハ
アリマセス

○國司委員 サウ致シマスルト、此ノ
六十七條ノ統制規定ト云フモノハ、例
ヘバ縣ノ林產組合デアツタナラバ、縣
トシテ統制規定モ作ラナケレバナラヌ
シ、地區ノ林產組合デアツタナラバ、
又地區トシテノ統制規定モ作ラナケレ
バイカヌ、更ニ其ノ株ガアルナラバ、
其ノ株ニ付テモ統制規定ヲ作ラナケレ
バイカヌト云フヤウナ工合デ、統制ガ

○平川政府委員 御話ノ通り數段階ヲ
経マスル場合ニハ、稍々煩瑣デアリ
マスルケレドモ、併シ團體ノ機構ガ段
階的ニナツテ居リマス以上ハヤハリ
已ムヲ得ナイ、是ハ現在マデ戰時中ノ
ナンデアリマスケレドモ、各種ノ商工
組合等ノ統制モ、斯ウ云フ風ナ調子デ
ヤツテ居リマスノデ、運用ハ出來ルダ
ラウト思ヒマス

○園司委員 我々モ實際ニ統制組合ヲ
扱ツテ居リマシテ、統制規定デ運營致
シタコトガアルノデザイマスガ、自
主的ニナリマスルト、此ノ統制ト云フ
モノガ、ドウモ理事者ノ思フヤツニハ
行カヌ、隨て惡イコトヲスルモノハ何
時マデモ惡イコトヨシテ、正直者ハ馬
鹿ヲ見ル、斯ウ云フヤウナ運營ニ流レ
易イバカリデナク、業界ノ統制ト云フ
モノニ對シテ、動セスルト官吏ノ方デ
ハ協力ヲ致サナイ、作ル時ダケハアリ
マスケレドモ、アトノ運營ガ行政官廳
ノ協力ナシニハヤリ得ナイト云フ面ガ
アルニモ拘ラズ、中々協力ヲシナイト
云フヤウナ實情ガマ、見受ケラレタノ
デアリマスガ、有名無實ニ終ラセルコ
トナク、シカカリオヤリニナル御考ヘ
ダラウト思フノデス、サウシタ林業會
ガ此ノ統制規定ニ對スル實際ノ運營ヲ
ナサントスル場合ニ、政府デハ積極的
ニ之ニ對シテ御協力ナサルト云フヤウ
ナ意圖ハ、ハツキシテ居ラレルト思
ノデアリマスケレドモ、此ノ點ハ如何
デアリマスカ

○平川政府委員 餉クマデモ自主的ナ
統制ト云フモノヲ尊重致シマスケレド
ノ平川政府委員 餉クマデモ自主的ナ
統制ト云フモノヲ尊重致シマスケレド

モ、假ニ組合ノ方カラ協力ヲ求メラルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、是ハ出來ルダケノ協力ヲ致サナケレナラムト云フ風ニ考へテ居リマス〇圖司委員 林業會が自主的ニ事業運営スル場合ニ於キマシテ、勤モスバ行政官屬ガ率直ニ之ヲ見ナイデ、實カラ見ラレル嫌ヒガ多分ニアル、或勢力爭ヒデアルトカ、アノ派ノモノガ業界ヲ牛耳ツテ居ルカラ、アノ理事會言フコトハ「マトモニ受ケラレヌト云ヤウナコトヲ、往々ニシテ行政官廳方々ガ言ハレル場合ガ多イノデアリシテ、ソレガ正シカルベキ自主的ナ制ガ行ハレ得ナイト云フ結果ニ相成ヌトモ限リマセヌノデ、サウ云フ點、吳々モ下級官廳ニ對シマシテ、御通等アランコトヲ望ンデ置キタイト思フ、デアリマス

ソレカラ御伺ヒ致シタイコトハ、管員ハ、設立當時ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノニ限ツテ居ルノカ、或ニ於テ加入ガ出來ル、斯ウ云フヤウル來組合員タル資格ヲ有スルニ至ツタノモ、其ノ組合員タル資格ヲ有スル時ニ於テ加入ガ出來ル、斯ウ云フヤウル解釈シテ宜シウゴザイマスカ、其ノ附御伺ヒ致シマス

〇平川政府委員 資格ガ生ジマシタ時ニハ、當然加入シ得ル譯デアリマス〇國司委員 第八十九條ニ依リマスト、木統法ノ規定ノ一部ノ效力ガ未だ存續致シテ、ソレヲ認メテ居ラレルウデアリマスガ、サウナリマスルト、今後製材業或ハ木材業ヲ營マントス者ハ、ヤハリ當局ノ認可ヲ必要トス、ト云フコトニナルト思フノデアリマスガ、縣ニ依リマシテハ容易ニ其ノ認可

ヲ與ヘナイモノガアルノデアリマズ、終戰後所謂企業整備ニ依ツテ一旦企業ヲ廢止致シタモノガ、再ビ他ニ用モアイト云フヤウナ關係カラ、製材業或ハ木材業ノ認可ヲ當局ニ申請致シマシテモ、中々當局デハ言ヲ左右ニシテ認可ヲ申請シテモ之ニ對シテ認可シナソテ居リマスル森林組合ガ、ヤハリシテ居リマスケレドモ、併シ企業整備ノ際ノ謂ハゞ時局ノ犠牲ニナツタモノハ、戰爭中ニ於テ非常ニ國家ニ對スル無理ナヤリ方ヲ強ヒラレ、ソレニ實ニシテ來タモノガ、再ビ從前ノ業ニ還シテ居ルト云フコトハ、果シテドウ云フモノデアリマセウカ、其ノ點山林局カラ何カ御通牒ガ各縣廳ニ出テ居ルトニフ話モ聞イテ居ルノデアリマスケレドモ、其ノ間ノ事情ヲ承リタイ〇平川政府委員此ノ點ニ付キマシテハ昨年ノ終リデアツタト思ヒマスガ、各地方ニ通牒ヲ致シマシテ、企業許可ニ付テハ堅實ナルモノデアル限りハ、積極的ニ許可ヲスルヤウニト云フヤウナ通牒ヲ致シテ居ルノデケリマシテ、ナイヤウニ致シタイト思ヒマス、此ノ企業許可ヲ殘シテ置キマスル意味ハ、自治統制ト云フモノヲ尙ホ存續スル必要ノアル阻リハ餘リニ不信用ナシモ、何デモ澁立ヲスルト云フコトデアツテハ、自治統制モ困難ニナリマスカラ、サウ云フ意味ニ於テ制約ヲ致シタ譯アリマス、御話ノ如キ從來カラ

之ヲヤツテ居ツタ経験モアリ、又信用
モアルト云フヤウナモノヲ許可シナイ、
或ハ森林組合ガ相當ノ力ヲ持ツテ居ル、
ノニヤラサナイ、サウ云フコトハコトハ
ラトシテハ決シテサウ云フ趣旨デアリマ
セヌ、サウ云フコトノナイヤウニ指
導致シサイト思ヒマス

○圖司委員 ソレハ山形縣ノコトヲ
調べ願ヘバハツキリ分ルノデアリマスカ
ガ、終戦後殆ド企業許可ト云フモノノ
與ヘテ居ヌ、山林局カラ通牒ガ參ツ
テ居ルト云フコトハ、所謂業ヲ廢メタ
連中モ知ツテ居ルヤウデアリマスケレ
ドモ、縣ノ林務課ハ頗被リシテ何等サ
ウ云フコトヲ知ラサメ、認可ヲ申請ス
タ場合ニ於テハ、色々ナロ實ヲ設ケテ
不認可主義ヲ執ツテ居ルト云フヤウナ
事實ガアルノデアリマシテ、ソレデ敢
テ申上げタ譯デアリマスガ、其ノ點を
ク御調査ノ上デ、只今ノ局長サンノヤ
ウナ御趙旨デゴザイマシタナラバ、縣
ニ對シテ強力ニ御指導ラ願ヒタヨ
フノデアリマス、サウシタ既存ノ業者
ガ新タニ企業権ヲ獲得致シマシテ、林
産組合ニ加入ヲ求メタ場合ニ於テ、ヤ
ハリ林業組合ノ如クニ之ヲ拒否スルト
云フコトハ、林産組合トシテ出來ナイ
譯ダト思フノデアリマスガ、其ノ點如
何デアリマスカ

○平川政府委員 御話ノ通リデアリマ
ス

○圖司委員 最後ニ御伺ヒ致シテ置キ
タノイデアリマス、地方ニ居リマスト
營林署ノヤリ方トト縣廳ノ林務課ノヤリ
方トノ間ニハ、色々ナ指導ノ面監督ノ
面ニ於キマシテ、差異ガ認メラレル場
合モアリマス、サウシタコトニ依ツテ
森林ノ所有者、或ハ木工業者ト云フカ
ウナモノガ、非常ナ迷惑ヲ蒙ツテ居

ル、極端ニ言へバ營林署ト縣廳ノ林務課トノ方針ト云フモノガ食違ツテ居クテ、ソレニ對シテ色々々ナ非難ヤ攻撃ヲ加ヘテ居ル者ガアルト云フヤウナ實情ニアルノデアリマスガ、當局ト致シマシテハ將來森林行政ト云フモノヲ、一元化スル意味ニ於カレマシテ、營林署ノ縣廳ト云フモノヲ御統合ニナル御意思ハゴザイマセヌカ

○平川政府委員 昨日モ御答ヘフシタノデアリマスケレドモ、此ノ兩者ノ施策ヲ二分セシメナイヤウニ連絡協調ヲ十分ニ圖ルト云フコトニ付テハ、從來カラ色々努力ヲ致シテ居リマスケレドモ、之ヲ機構的ニ一本ニスルト云フコトニ付キマシテハ、尙ほ地方行政トノ關係モアリマスノデ、今直チニサウハ申上ゲ兼ネマス、併シ何等カノ形デ兩者ノ連絡ヲ圖リ得ルヤウナ方向ニ向ツテ、更ニ努力ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○圖司委員 最後ニ、東北地方ノ森林所有者ヲ保護スル意味ニ於カレマシテ、政府ニ於テ特ニ今後新タニ公定價格ヲ設定セラレルヤウナ場合、或ヘ又政府カラ補助金トカ、助成金トカ云フモノヲ御出シニナルヤウナ場合、或ヘ先程申上ゲマシタ公租公課ノ問題、サウシタコトニ對シテ、實情ニ即シタ施策ヲ講ゼラレントラ特ニ要望致シマシテ、私ノ質問ヲ終リマス

○森委員長 本日ハ此ノ程度ニ致シマシテ、次回ハ九月三日火曜日午前十時ヨリ開會致シタイト存ジマス、ソレデハ是ニテ散會致シマス

昭和二十一年十一月十六日印刷

昭和二十一年十一月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局